

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、健康増進事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導 ④歯周疾患検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ⑥健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑧がん検診 ⑨骨粗しょう症検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の④⑤⑧⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>
③システムの名称	健康管理システム、庁内連携システム、団体統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
検診台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法9条1項別表111の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報提供の根拠＞番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号</p> <p>＜情報照会の根拠＞番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
特に無し	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 健康づくり課 072-841-1458
9. 規則第9条第2項の適用	「 」適用した

3. 別則第3条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・窓口においては、本人確認書類の提示を求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。 ・取り決めた書式をもって申請等を受理することにより、検診費用の免除申請等の審査事務を処理する上で、必要のない情報の入手を防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、対象者以外の者の情報や、事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。 ・庁内連携システムや健康管理システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの中で、検診費用の免除申請等の審査事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>評価対象事務全体の概要) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②肝炎ウイルス検診 ③健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(その他健康診査) ④がん検診</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 保健センターでは、健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 保健センターでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の⑦⑨⑩⑫に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一第76項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の76の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条) 	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市健後部保健所保健センター	枚方市健康部保健所保健センター	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター課長 橋本美弥子	課長 栃川 和宏	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年1月20日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年1月20日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 柄川和宏	保健センター課長	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 保健センターは、健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 保健センターは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記⑦⑨⑫に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導 ⑤歯周疾患検診 ⑥肝炎ウイルス検診 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑧健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑨がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の⑤⑥⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、庁内連携システム、団体統合宛名システム(番号連携サーバ)	健康管理システム、庁内連携システム、団体統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の76の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	・番号法別表第1の76の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法 第19条第8号 別表第2の102の2の項	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市健康部保健所保健センター	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年3月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター課長	健康づくり・介護予防課長	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年3月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年3月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康部 保健所 保健センター	〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当) 072-841-1458	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導 ⑤歯周疾患検診 ⑥肝炎ウイルス検診 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑧健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑨がん検診 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の⑤⑥⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導 ④歯周疾患検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ⑥健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑧がん検診 ⑨骨粗しょう症検診 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の④⑤⑧⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の76の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	・番号法9条1項別表111の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2の102の2の項	<情報提供の根拠>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号 <情報照会の根拠>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	健康福祉部 健康づくり課	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり・介護予防課長	健康づくり課長	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当) 072-841-1458	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 健康づくり課 072-841-1458	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口においては、本人確認書類の提示を求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。 ・取り決めた書式をもって申請等を受理することにより、検診費用の免除申請等の審査事務を処理する上で、必要のない情報の入手を防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、対象者以外の者の情報や、事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。 ・庁内連携システムや健康管理システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの間で、検診費用の免除申請等の審査事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため